

厚狭法人会

「税に関する絵はがきコンクール」

令和4年度開催
応募総数388作品



宇部県税事務所長賞
厚狭小学校 6年 長松 詩芭



山陽小野田市長賞
高千帆小学校 6年 中村 結心



美祢市長賞
於福小学校 5年 増原 仁香



山陽小野田市教育委員会教育長賞
厚狭小学校 6年 大谷 琉斗



美祢市教育委員会教育長賞
大嶺小学校 5年 中原 友香



山陽小野田・美祢地区租税教育推進協議会会長賞
小野田小学校 6年 尾田 愛梨



厚狭間税会会長賞
有帆小学校 6年 瀬口 敦貴



厚狭納税貯蓄組合連合会会長賞
高千帆小学校 6年 池田 環希



厚狭税務署管内青色申告会連合会会長賞
高泊小学校 5年 田中 巧真



中国税理士会厚狭支部長賞
高泊小学校 6年 開地 さくら



公益社団法人厚狭法人会会長賞

於福小学校 6年 沖村 啓真



公益社団法人厚狭法人会女性部会部会長賞
出合小学校 6年 杉山 小春

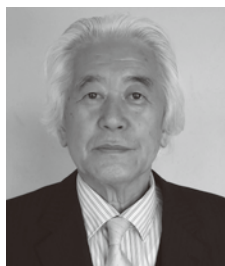


厚狭税務署長賞
高千帆小学校 6年 田村 美衣



今年もよろしく
お願いいたします。
けんた

年頭にあたって



公益社団法人厚狭法人会

会長 畑 善 高

謹んで新年のお祝いを申し上げます。
当会会員の皆様方におかれましては、公益目的の事業である税の啓発・租税教育活動について格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

去年は、コロナウイルス感染症に加えて、ウクライナ情勢の悪化、原油価格の高騰、さらに円相場は一時、1ドル=150円台（1990年8月以来、およそ32年ぶり）の円安水準になるなど激動の一年でございました。今年も、引き続き余波を受ける年となるでしょうが、法人会として、実直に活動して参る所存でございます。

また、厚狭税務署の民間協力団体として、税務当局が推進されている、消費税インボイス制度の円滑な導入や税務行政のデジタル化（オンライン手続の推進）の周知に取り組んで参りますので、引き続きご協力をお願いいたします。

ところで、法人会の理念、目的を果たすためにはどうしても会員の数や、地区における加入率が必要であると考えます。私が会長に就任いたしました令和3年6月にはコロナ対策が最重要課題であるような時期で満足な会員拡大に取り組むことができませんでした。会員数の増加は地域における法人会の発言機会を得るだけでなく、組織にとっても会費収入の安定増加、財務基盤の確立を図ることができ、将来に向けた組織の確立を図ることができます。次年度には、心機一転を図り会員数の増加に向けた施策を立案する為、まずは、厚狭法人会としての目標値と期間を定め、委員会、部会からご提案を受けたいと思います。

末筆ではございますが、会員の皆様のご健勝と益々のご繁栄を祈念し年頭の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



厚狭税務署長 佛 常 美 子

新年明けましておめでとうございます。

令和5年の年頭にあたり、公益社団法人厚狭法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

畑会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税に関する活動」を会活動の支柱に掲げ、租税教室への講師派遣、絵はがきコンクール、ふるさと・税金かるたdeクイズなど、税知識の普及や納税道義の高揚に積極的に取り組まれ、改めて深く敬意を表する次第です。

加えて、税務行政のデジタル化、特に「キャッシュレス納付」の推進についてもご協力を賜り感謝申し上げます。

卯年（うさぎ年）は、「飛躍」や「向上」の年と言われています。

去年は、コロナウイルス感染症の影響に加え、急激な円安や生活必需品の値上げなど、厳しい状況が続きましたが、一方、With コロナ対策は、新たな段階に移行し、全国旅行支援の導入やインバウンドの再開などによる消費回復の兆しもございました。

本年が「今までの数年間から大きく「飛躍」し、私たちの生活が大きく「向上」する年となる」ことを期待しております。

さて、ご存知のとおり、本年10月からインボイス制度が実施されます。国税当局としましては、事業者の皆様には制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進められるよう、最優先課題の一つとして、各種の周知・広報を実施しているところです。

貴会の皆様におかれましては、インボイス制度についての周知や啓発活動に取り組んでいただいております。厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご協力をお願いいたします。

結びに、新しい年が、公益社団法人厚狭法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝とご多幸につながる良い年でありますように、心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和5年度税制改正に関する提言(要約)

＜基本的な課題＞

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
- ・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

- ・これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともP/B黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
- ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

- ・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。
- ・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - ③個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
- (2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。
 - ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - ②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
 - ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告



山陽小野田市議会 提言



山陽小野田市長 提言



美祿市長・市議会 提言



納税表彰・税務研修



【令和4年度 納税表彰】 おめでとうございます!

税務署長表彰	厚狭法人会 理事	奥 良秀 氏
税務署長感謝状	厚狭法人会 理事	高山 正樹 氏
税務署長感謝状	厚狭法人会 女性部会副会長	吉田 緑 氏



2022.11.15 (水) 厚狭地域交流センターにて

【税務研修・オンラインセミナー】



年末調整実践セミナー

2022.11.22 (火)

税理士

中島 加誉子 氏



インボイス制度が中小企業に
与える本当の影響と落とし穴!

2022.12.12 (月)

元国税調査官・公認会計士

矢敷 和貴 氏



活動報告



【各委員会】

2022.2.4(金)14:00～(ZOOM)	総務委員会
2022.4.22(金)10:00～(山陽商工会館2階)	総務委員会
2022.4.22(金)11:00～(山陽商工会館2階)	拡大厚生委員会 & 三役・正副委員長交流会
2022.7.5(火)14:00～(山陽商工会館2階)	研修・広報委員会
2022.7.6(水)11:00～(山陽商工会館2階)	正副会長会議
2022.10.19(水)15:15～(山陽商工会館1階)	正副会長会議
2022.10.26(水)10:00～(山陽商工会館2階)	総務委員会

【女性部会】

★税金クイズ 2022.10.27(木)美祢・山陽小野田市20,000世帯の新聞折込チラシに掲載。



★税に関する絵はがきコンクール



受賞作品展示 おのだサンパークにて
2022.11.3 (祝・木) ~13 (日)



法人会会長賞表彰状授与
於福小学校にて 2022.11.14 (月)

【青年部会】

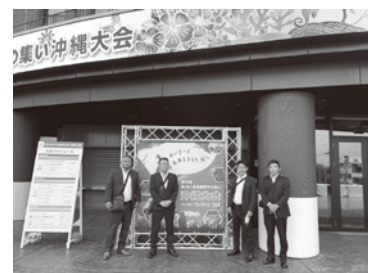
★租税教室

2022.5.18(水)埴生小学校	2022.5.31(火)赤崎小学校
2022.6.3(金)出合小学校	2022.6.9(木)秋吉・秋芳桂花小学校(リモート)
2022.6.10(金)高泊小学校	2022.6.10(金)厚狭小学校



★全国青年の集い・沖縄大会

2022.11.25 (金)
総勢4名で参加しました。





令和5年10月から
消費税インボイス制度が始まります。

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ
登録申請はお早めに!

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax 景
をご利用ください!!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会や
オンラインでの
説明会をご案内しております。

説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンター
などをご案内しております

法人会の理念

*法人会は税のオピニオンリーダーとして

*企業の発展を支援し

*地域の振興に寄与し

*国と社会の繁栄に貢献する

*経営者の団体である

年頭にあたって・新年のご挨拶……………1

税制改正に関する提言(要約)及び要望活動……………2~6

納税表彰・税務研修……………7

活動報告……………8

税に関する絵はがきコンクール受賞作品…表1、表3、表4



於福小学校 5年 飯田 尊士



秋吉小学校 6年 熊野 藍海



有帆小学校 6年 佐藤 凛太楼



有帆小学校 6年 中尾 尽



高千帆小学校 6年 岩村 梨花



高千帆小学校 6年 松木園 壮矢



高千帆小学校 6年 久保田 結万



高泊小学校 6年 青木 萌



高泊小学校 6年 坂本 穂佳



小野田小学校 5年 原 美颯



小野田小学校 5年 齊藤 瑛里沙



厚狭小学校 6年 堂原 莉希



厚狭小学校 6年 本岡 一花



厚狭小学校 6年 下瀬 涼介



出合小学校 6年 山縣 こはる



出合小学校 6年 江本 凪紗



出合小学校 6年 野田 成悟